

裁判所書記官印



証 人 調 書

(この調書は、第 2 回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示 平成14年(ワ)第310号  
平成15年(ワ)第61号  
期 日 平成15年9月18日 午後1時30分  
氏 名 西 野 富 佐 雄  
年 齢 62歳  
住 所 兵庫県宝塚市栄町1-6-1 有限会社西野商店内

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

反訳書のとおり

以 上

で、そのチェロを持っていくところなんですけど、村上さんはその際に取り合いになって暴行を受けたんだと。特に、テラスの窓のところにまずは打ちつけられたというふうに言っておられるんですけど。

私の記憶の中では、そういうようなもめごと、そういう窓際がどうのこうのというのは。窓際までちょっと距離があったと思うんですけども、そういう部分はちょっと記憶にはないんですけどね。そやから、すっともうそのままチェロを持っていかれて。ほんで、村上さんの方は、警察に言うでということ電話機があるんやろうなと思われるとこに行きはったと思うんですけどね。

そしたら、そういうもみ合いになったというご記憶は全然ないんですか。

全然ないです。そういうものがあればはっきりと覚えていると思うんです。

そしたら、西野さんのご記憶では、そのまま渡辺さんはチェロを持ってすっつと玄関の方に向かったと。

玄関の方へ行かれた後ろ姿はちゃんと記憶の中にはあります。

それを西野さんは座ったまま見ておられたの。

立ってたか座ってたかというのは、ちょっとその辺があいまいなんですけど。

でも、別に何か対処せなあかんと思うようなところはなかったと。

はい、それはなかったです。

で、そのとき村上さんは電話をされてましたか。

電話されてたと思います。

それはどこにしていたか、覚えてますか。

110番にされてたと思うんですけども、その辺が。

そしたら、今のご記憶で言うと、重ねてお伺いすると、村上さんは1回外へ出て人を呼びに行ったと。で、また帰ってきて、ほんでまたもみ合いになっ

いや、それはしてないです。

してないでしょう。しかも、あなたはチェロを持ち帰るのに手伝いましたか。

手伝ってません。

ただ座ってただけですよ。

そうです。

そして、あなたのおっしゃる連帯保証人の話はしましたか。

しましたよ。

どんなことを言いました。村上とですよ。

せやから、これはどういうふうになっているんですかというふうに。

これはって、何を持っていったんですか。

そういう書面。連帯保証人としてはもう責任を持ちかねるといような書面が渡辺さんの方に来てたと。

解除の内容証明ですかね。

そうそうそう。それと、これは母方の親戚というふうになっているけどこれは違うんと違いますかというような話をさせてもらって、そこからちょっと話をしようと思ってたんですけどね。そしたら、関係ないと言ったんですね。

結局、警察に言うでとかいうような会話があったそうですから、村上さんはそういう行動に対して反対だったんでしょう。チェロを担保として持って帰るという行動に対して。何で警察に言うんですか。

それは、渡辺さんの方がチェロを持っていかれたときに警察に言うでというようなことを言われたんです。

そうおっしゃったから聞いているんですよ。それはどういう意味ですか、警察に言うというのは。

それは、強引にそういう部分を持ち出すからと思いますけど。

強引に持ち出したと。

うん。

あなたの強引というのは、どういう行動を言うんですか。

せやから、言えば普通の状態を持ち出すんじゃないで、普通は普通の状態ですけども、どう言うんかな、村上さんの方が警察に電話するでというふうに言うてはるから、当然通常じゃないという。

通常じゃないのは通常じゃないですわな。そんなものを書類もつくりないうあなた方は。

せやけど、その書面のところに、これに関しては何か担保するものをあんたのところの方で持っていけというふうに書いてました。

だれの書面。

保証人さんの方。

陣野でしょう。

そうそうそう。

あんなもの、法律的に意味のあるもの、適法なものと思いますか。

いや、それについては、私らの判断では、向こうがそう言うてきてんねんからこれは適法やなというふうには思いました。

向こうが言っているからええと。えらく単純ですね。

うん。まあ、それは当然。

それは建物の貸借のことだから、法律的なこととか契約の成立とかいうことは。

そういうことに関しては勉強しますけど。

そしたら、担保というのはその中でも難しい、重大な約束事ですよな。

まあ、その担保という意味が私らの感じとしている担保とは違うかもわかりません。

それで、その陣野だけがつくったもので、陣野の名前があるわけですよな。

当然です。せやから、そういう話をしに行ったんです。こういう部分

そうですね。

それはやっぱりチェロの問題ですよ。

まあ、当事者のあれがいなくなりましたからね。

当事者のあれというのは。

渡辺さんがいなくなったから。

渡辺さんが出ていったから。

そうそうそう。

仮に渡辺さんがそれを持っていくことについて、あなたの考えているような先ほどの陣野の文書で持っていったとすれば、あなたはそれは正しいと思っているわけですか。

まあ、後でそういう今の言われている話を聞くと間違ってたかなという気はしますけども、その時点では。

その時点でも、そんな形で。まあ、警察に言うぐらいのことだから反対している、村上の持ち物というとわかりますよね。持ち物ね。

うん、当然ね。

ハーモニカみたいなものでなくてかなりの大きな立派な楽器ですから、そう粗末に扱えないし、本人は困るだろうし、そういうことはわかりますよね。

困るかどうかというのは私の判断ではわかりません。

そしたら、明日持つてくるからなとか大事にするからなとか、これは本当に悪いけどもとか、何かそんな会話はありましたか。

預かるからなというような会話はあったと思うんですけど。

持って帰ると先ほどおっしゃったけども。

うん、預かって持って帰るという意味の。預かるという意味の。

そしたら、反対したんでしょう。また同じことの繰り返しになりますが。

うん。

それでもあなたは、渡辺のすることは別にどうってことないと。でも、ちょ

っと強引過ぎるとは思ったんじゃないですか。

いや、その業者さん業者さんのやり方がある可能性もありますから。  
我々ではそういうことはしないというふうには。もっと穏便に話ができたと思いますけど。

それは、その場で渡辺さんには忠告しなかったんですか。

我々が忠告するような時間はなかったと思います。

時間がないって、別に時間を決めていたわけじゃない。あっという間に渡辺さんが持って出たということと違うの。

そうそう。そういうことです。

あなたは意外な光景だったわけですね。

そうですね。